

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-17)

<p>政策名及び施策名</p>	<p>政策「地方分権改革」 施策「地方分権改革に関する施策の推進」</p>	<p>担当部局・作成責任者名</p>	<p>地方分権改革推進室 参事官 田中 昇治</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地方分権改革の推進は、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが可能となるよう、必要な制度改革や運用改善を行う取組。 平成26年からは、地域の発意に根差した息の長い取組として、「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を踏まえ、権限移譲、規制緩和等を実施。また、国民が地方分権改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信及び地方支援を実施。</p>	<p>事後評価実施予定時期</p>	<p>令和3年度(1年目評価) 令和7年度(最終年度評価)</p>

<p>施策目標</p>	<p>地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元される</p>										
<p>施策目標の設定の考え方・根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府設置法第4条第1項第12号及び同条第3項第6の2号 ・地方分権改革に関する提案募集の実施方針(平成26年4月30日地方分権改革推進本部) ・「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議) ・まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ設定。 										
<p>測定指標1 【主要な測定指標】</p>	<p>地方三団体等からの改革への評価</p>	<p>測定指標の選定理由</p>	<p>地方分権改革の成果の国民への還元は、数値による測定が難しいものの、地方側の意見が集約、整理されたものである地方三団体等からの評価は、改革の成果を定性的に測る指標として妥当と思われるため設定。</p>								
<p>目標(目標年度)</p>			<p>肯定評価(R6年度)</p>	<p>施策の進捗状況(目標)</p>	<p>R2年度 肯定評価</p>	<p>R3年度 肯定評価</p>	<p>R4年度 肯定評価</p>	<p>R5年度 肯定評価</p>	<p>R6年度 肯定評価</p>	<p>目標(水準・年度)の設定の根拠</p>	<p>提案件数も提案の内容も毎年異なるものであるところ、それらに応じた成果を挙げるのが重要であり、地方側の意見が集約、整理されたものである地方三団体等からの評価において肯定評価を得ることで、この達成を図ることができるものと考えことから設定。</p>
<p>基準(基準年度)</p>			<p>肯定評価(R1年度)</p>	<p>施策の進捗状況(実績)</p>	<p>肯定評価</p>	<p>肯定評価</p>	<p>肯定評価</p>				<p>測定指標の実績の把握方法</p> <p>地方三団体等からの声明等における地方分権改革に関する発言から総合的に評価。</p>
<p>中目標(Ⅱ)1</p>	<p>事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が進む</p>										
<p>測定指標2 【主要な測定指標】</p>	<p>地方からの提案への対応割合</p>	<p>測定指標の選定理由</p>	<p>地方の発意に根差した新たな取組を推進するものとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、地方からの提案への対応の割合は、提案募集方式による地方分権改革の進捗を測る指標として妥当と思われるため設定。</p>								
<p>目標値(目標年度)</p>			<p>過去平均以上(R6年度)</p>	<p>年度ごとの目標値</p>	<p>76.4%</p>	<p>78.1%</p>	<p>79.3%</p>	<p>過去平均以上</p>	<p>過去平均以上</p>	<p>目標(値・年度)の設定の根拠</p>	<p>提案募集方式は、地方公共団体からの提案に基づくものであるため、各年で提案数や提案の内容が異なるものであることから、明確に目標値を設定することが困難。一方で、地方公共団体からの提案の実現・対応については、一定程度の割合を確保することで地方分権改革の推進を図ることができるものと考えことから、過去平均以上と設定。</p>
<p>基準値(基準年度)</p>			<p>76.4% (H26-R1年度平均)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>93.5%</p>	<p>91.9%</p>	<p>90.6%</p>				<p>測定指標の実績の把握方法</p> <p>地方からの提案全体のうち、関係府省において提案の趣旨を踏まえ対応する旨が、毎年の「地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定)上に記載されたものの割合を算出。</p>
<p>参考指標1</p>	<p>地方からの提案件数</p>	<p>参考指標の選定理由</p>	<p>提案数も提案の内容も毎年異なるものではあるが、提案募集方式による取組では、地方からの提案が前提となるものであるため、参考指標として設定。</p>								
<p>参考値(参考年度)</p>			<p>301 (R1年度)</p>	<p>年度ごとの実績値</p>	<p>259</p>	<p>220</p>	<p>291</p>				<p>参考指標の実績の把握方法</p> <p>地方公共団体から提出された提案の数を計上。</p>

中目標(Ⅰ)1		提案のすそ野が拡大する								
測定指標3		過去に提案を行ったことのある市区町村の割合							測定指標の選定理由	・これまで、全ての都道府県からは提案があった一方で、市区町村からは全体の3割程度であること ・規模の小さい団体ほど提案が少ない状況にあること から、これまで提案をしたことがない団体にも普及啓発・支援を行うことで提案のすそ野の拡大を図ることが重要と考えている。過去に提案を行ったことのある団体割合は、提案のすそ野の拡大を端的に測定し得る指標であると思われるため設定。
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定の根拠	提案のすそ野を拡大するに当たり、提案を行ったことのある市区町村が全体の半数を超えることを目指すこととし、5年後のR6年度に50%を超えることを目標として設定。	
	目標値(目標年度)	50% (R6年度)	年度ごとの目標値	32.9%	37.2%	41.5%	45.8%	50.0%		
	基準値(基準年度)	28.6% (R1年度)	年度ごとの実績値	33.2%	35.8%	39.5%			測定指標の実績値の把握方法	全市区町村のうち、過去に一度でも、地方分権改革に関する提案募集において提案を行ったことのある市区町村の割合を算出。
参考指標2		地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等の実施回数							参考指標の選定理由	提案のすそ野の拡大を図るに当たり、地方分権改革推進室が行う地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等は、アウトプット指標ではあるものの重要な要素であると考えられるため、参考指標として設定。
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	参考指標の実績値の把握方法	研修等の実施数を積み上げ、実績値として算出。	
	参考値(参考年度)	137 (R1年度)	年度ごとの実績値	21	36	88				
中目標(Ⅱ)2		地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度が向上する								
測定指標4		内閣府地方分権改革推進室ホームページへのアクセス数(各年度末)							測定指標の選定理由	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」という)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定の根拠	内閣府地方分権改革推進室ホームページのアクセス数について、前年度との増減を比較することにより、地方分権改革に関する認知度や注目度の変動を一定程度測ることが出来るため、認知度の向上を目指し、前年度以上のアクセス数を目標と設定。	
	目標値(目標年度)	前年度以上 (R6年度)	年度ごとの目標値	794,674	1,026,640	1,146,775	前年度以上	前年度以上		
	基準値(基準年度)	794,674 (R1年度)	年度ごとの実績値	1,026,640	1,146,775	1,318,174			測定指標の実績値の把握方法	ウェブアクセスログ解析ツール(らくらくログ解析)を用い、該当年度内にホームページへアクセスしたユニークユーザ数を測定。
測定指標5		内閣府地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数(各年度末)							測定指標の選定理由	「総括と展望」においては、「これまでの地方分権改革を通じて、権限移譲や規制緩和など数多くの制度改革とその具体的な活用事例が積み重ねられてきている。これらの成果を効果的に情報発信することが重要であることから、ソーシャルメディアなど情報の受け手に直接働きかける媒体を活用しながら、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、地方で活躍する職員等との活発な情報交換・ネットワーク化を進めるべきである。」とSNSによる情報発信の必要性が示されているため、普及啓発の推進の指標として設定。
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定の根拠	内閣府地方分権改革推進室Twitterのフォロワー数の対前年比増加率が、平成29年度が+20.9%、平成30年度が+14.7%、令和元年度が+9.5%と減少傾向にあることを踏まえ、5年後に令和元年度末比50%増となる(令和元年度の増加率を若干上回る10%(年2,437人)の増加を毎年均等に達成する)ことを目標として設定した。	
	目標値(目標年度)	36,555(基準値×1.5)以上 (R6年度)	年度ごとの目標値	26,807	29,244	31,681	34,118	36,555		
	基準値(基準年度)	24,370 (R1年度)	年度ごとの実績値	28,193	30,928	32,250			測定指標の実績値の把握方法	Twitter内の機能(アナリティクス)を用い、1か月ごとの新規フォロワー数を確認し、該当年度分の新規フォロワー数を合算することにより算出。

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 令和5年度行政事業レビュー事業番号	予算額 (執行額)					事業概要
			※単位:百万円					
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1	地方分権改革の推進に必要な経費 (令和2年度)	中目標(Ⅱ)1、(Ⅰ)1、(Ⅱ)2	41 (31)	43 (35)	42 (33)	42		地方分権改革シンポジウム、地方分権改革・提案募集方式に関する市町村向け説明会、提案募集方式成果事例動画の作成、地方分権改革事例集・提案募集方式ハンドブックの配布等により、国民や地方へ地方分権改革の普及啓発を推進する。
		施策の予算額 (執行額)	41 (31)	43 (35)	42 (33)	42		

	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定)	令和2年12月21日	附論 政策の企画・実行に当たっての視点 第2章国と地方の取組体制とPDCAの整備 4. 政策間連携 (2)他の政策分野との連携 ③地方分権改革との連携 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。
2	デジタル田園都市国家構想基本方針 (令和4年6月7日閣議決定)	令和4年6月7日	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 3. 政策間連携 ④地方分権改革との連携 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫によって課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図る。特に、デジタル活用による地方の業務の効率化・簡素化のための改革を推進する。
3	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和4年12月20日閣議決定)	令和4年12月20日	地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。
4	計画策定等における地方分権改革の推進について (令和5年3月31日閣議決定)	令和5年3月31日	全国的・地域的課題に対応できる質の高い行政サービスの確立を図ることは、国・地方に共通する重要な政策課題である。あわせて、行政運営においては、不断の見直しを通じて効率的な業務遂行を可能とすることが求められている。そのため効率的・効果的な計画行政の推進が必要である。 本ナビゲーション・ガイドは、各府省における制度の検討等に当たって、地方公共団体に対する新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合など「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)に明記された基本原則に沿った対応となるよう、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)に基づき、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すものである。 なお、今後は、各府省による取組の進展や地方公共団体での取組事例を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行うものとする。
5	経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太方針2023) (令和5年6月16日閣議決定)	令和5年6月16日	第4章 中長期の経済財政運営 4. 国と地方の新たな役割分担等 国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないとする場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得よう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。